

BOI 布告

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

●持続的開発のための投資奨励についての投資奨励委員会布告第1 / 2556号

国内産業の成長及びタイの産業を高度技術を使った知識ベースの産業にレベルアップするため、

仏暦2520年投資奨励法令の第一六条第二段、第一八条、第二八条、第三一条、及び第三五条の内容に基づく権限に拠り、投資奨励委員会は以下の諸措置を制定する。

1、ターゲット産業の投資奨励措置

1・1、仏暦二五五六年一二月三十一日まで、全国エリア（バンコク都を除く）を投資奨励ゾーンと定める。

1・2、以下の3事業グループを特別に投資奨励する業種に定める。

1・2・1、省エネルギー、及び代替エネルギーに係る事業グループ。すなわち、

1・18業種、農産物及びそのカス、ゴミまたは廃棄物からアルコールもしくは燃料を製造する事業。

4・2・3業種、省エネルギーまたは代替エネルギー使用機械もしくは設備を製造する事業。

4・15業種、燃料電池（Fuel Cell）製造事業。

7・1・1業種、電力または蒸気生産事業。

-再生エネルギーの場合、例えば農業原料由来のエネルギー、バイオガス、及び風力など。

1・2・2、環境にやさしい原料及び製品の製造事業グループ。すなわち、

6・3業種、環境にやさしい化学品製造事業（Eco-Friendly Chemicals）。

6・4業種、環境にやさしい化学品製造事業（Eco-Friendly Products）。

1・2・3、高度技術を使用する事業グループ。すなわち、

1・11・10業種、医療食生産事業（Medical Food）。

2・5・3業種、先進セラミック製品製造事業（Advanced Ceramics）。

2・19業種、ナノ原料製造事業または自製ナノ原料からの製品製造事業（Manufactured Nano Material）。

3・1・1業種、天然繊維または人造繊維製造事業。

-機能性ファイバーのみ（Functional Fiber）。

3・9業種、医療器具生産事業。

3・10業種、化学器具生産事業。

4・2・1業種、工学的設計を有する機械、機器、及び部品製造事業。

4・2・2業種、農業用機械、機器（Farm Machinery）、及び食品生産工業用機械、機器（Food Processing Machinery）。

4・2・4業種、金型生産事業または修理事業。

-金型及び部品生産事業のみ。

4・9業種、航空機生産、修理、もしくは改造事業（Aircraft Conversion）、及び航空機機器部品もしくは航空機内使用品生産事業。

4・10業種、輸送機械部品製造事業。

- 自動変速機 (Automatic Transmission)
- C V T (Continuously Variable Transmission)
- ハイブリッド車または燃料電池車など向けのトラクション・モーター (Traction Motor)
- E S C (Electronic Stability Control)
- R B S (Regenerative Braking System)
- 輸送機械用タイヤ製造
 - 5・4・3業種、工業用電子製品製造事業。
 - 5・4・4業種、通信機器製造事業。
 - 5・5・1業種、半導体機器製造事業。
 - 5・5・2業種、記憶ユニット機器製造事業。
- ハードディスクドライブ (HDD)、ソリッドステートドライブ (S S D)、及びHDD、S S Dの部品のみ。
 - 5・5・4業種、通信機器用部品製造事業。
 - 5・5・5業種、医療用電子製品の部品製造事業。
 - 5・5・6業種、農業用電子製品の部品製造事業。
 - 5・5・7業種、輸送機械の電子部品製造事業。
 - 5・5・10業種、太陽電池生産及び太陽電池生産のための原料製造事業。
 - 5・5・12業種、フラットパネルディスプレイ (Flat Panel Display) 製造事業。
- 5・6業種、マイクロエレクトロニクス用材料またはシート製造事業。
- 5・7業種、電子設計事業。
- 7・18業種、人的資源開発事業。
- 7・19業種、生化学 (Biotechnology) 事業。
- 7・20業種、研究及び開発事業。
- 7・21業種、化学検査サービス事業。
- 7・22業種、標準校正 (Calibration) 事業。
- 1・3、第1・2項に基づく事業の特典は以下からなる。
 - 1・3・1、機械輸入関税免除。
 - 1・3・2、8年間の法人所得税免除。ここに制限を設けない。
 - 1・3・3、第三条に基づく期間終了日から5年間にわたり、投資から得た純利益について法人所得税を通常のレートの50%に減免。
 - 1・3・4、投資奨励を受けた事業からの収入があった日から10年間、投資奨励を受けた者が法人所得税計算のために、投資奨励を受けた事業の経費として支出した輸送費、電力費、及び水道代金額の2倍控除が許可される。
 - 1・3・5、投資奨励を受けた者の利便施設の設置または建設について、通常の減価償却のほかに、投資奨励を受けた事業からの収入があった日から10年間、投資奨励事業の投資金の25%以下の純益からの控除が許可される。このとき投資奨励を受けた者は特定の年度の控除か複数年にわたる控除か選択することができる。
- 1・4、仏暦二五五六年一二月三十一日までに投資奨励申請書を提出しなければならない。

2、省エネルギー、代替エネルギー使用、または環境への影響低減のための投資奨励措置。

2・1、本措置は投資奨励を受けている、受けていないにかかわらず、すでに操業中の事業に対して適用する。奨励を受けていない場合は投資奨励委員会が投資奨励を布告した事業種でなければならない。

2・2、投資奨励を受けた既存の事業であっても、その法人所得税の減免期間が終了した時、または法人所得税免除を受けていない事業であれば、本措置のもとに奨励申請できる。

2・3、以下のいずれかの件の実施があることによる省エネルギー、事業における代替エネルギー使用、または環境への影響低減のための機械更新における投資計画を提出しなければならない。

2・3・1、定められた割合でエネルギー使用を低減するための最新技術への機械更新投資。

2・3・2、全エネルギー使用と比較した時、定められた割合で代替エネルギーの使用があるための機械更新投資。

2・3・3、定められた基準に基づき廃棄物、廃水の量低減、または大気など環境への影響を低減するための機械更新投資。

2・4、特典は以下の通り。

2・4・1、機械輸入関税免除。

2・4・2、土地代及び回転資金を含まない投資額の50%の割合で3年間の法人所得税免除。ただし環境への影響低減措置に基づくプロジェクトの場合は、土地代及び回転資金を含まない投資額の50%の割合で8年間の法人所得税免除。ここに既存事業の収入への法人所得税の免除を受けるものとする。

2・4・3、法人所得税の免除期間は奨励証を受け取った後に収入があった日から数える。

2・5、仏暦二五五六年一二月三十一日までに投資奨励申請書を提出しなければならない。事務局が奨励証を交付した日から3年以内に実施を完了しなければならない。

2・6、投資奨励委員会事務局が本措置に基づき奨励申請された全ての投資規模の既存プロジェクトに対する投資奨励許可を審査する。

3、新種製品生産のために技術更新で生産効率を改善させる投資奨励措置。

3・1、以下の原則及び要件により新種製品生産のために技術更新で生産効率を改善させる投資奨励措置を定める。

3・1・1、投資奨励を受けている、受けていないにかかわらず、すでに操業中の事業でなければならない。

3・1・2、新種製品を生産することができるようにするため、元の生産ラインの改善に技術を使用する機械投資がなければならない。

3・1・3、新種製品は元の製品と違っており、明確に新製品の名称、種類を示すことができなければならない。かつ法人所得税免除が受けられる投資奨励の範疇にななければならない。

- 3・1・4、生産ライン改善には製品組立ラインの改善は含まない。
- 3・2、特典は以下の通り。
 - 3・2・1、全てのゾーンにおける機械輸入関税免除。
 - 3・2・2、生産ライン改善投資額の50%以下の割合で、新種製品の収入について3年間の法人所得税免除。
- 3・3、仏暦二五五六年一月三十一日までに新種製品生産のための技術更新における投資計画とともに奨励申請書を提出しなければならない。
- 3・4、投資奨励委員会事務局が本措置に基づき奨励申請された全ての投資規模の既存プロジェクトに対する投資奨励許可を審査する。

4、環境問題解決措置。

4・1、法律が定めた基準値を超えない汚染度を有することにより、公務機関が定めた環境管理における原則、要件に基づき正しく従っている者でなければならず、かつ以下の産業従事者でなければならない。

- 石油精製プラント。
- 天然ガス分離プラント。
- 発電所。
- 化学及び石油化学。
- 鉱山及び基礎金属。

4・2、投資奨励を受けている、受けていないにかかわらず、すでに操業中の事業でなければならない。

4・3、特典は以下の通り。

- 4・3・1、環境への影響低減のための機械更新における機械輸入関税免除。
- 4・3・2、機械更新における土地代及び回転資金を含まない投資額の50%の割合で8年間の法人所得税免除。ここに既存事業の収入への法人所得税の免除を受けるものとする。

4・3・3、法人所得税の免除期間は奨励証を受け取った後に収入があった日から数える。

4・4、投資奨励委員会事務局が定めた原則、方法に従い環境への影響低減がなければならない。

4・5、仏暦二五五六年一月三十一日までに事務局が定めた原則、方法に従い環境への影響低減計画とともに投資奨励申請書を提出しなければならず、事務局が奨励証を交付した日から3年以内実施を完了しなければならない。

4・6、投資奨励委員会事務局が本措置に基づき奨励申請された全ての投資規模の既存プロジェクトに対する投資奨励許可を審査する。

ここに仏暦二五五六年（西暦二〇一三年）一月一日から。

仏暦二五五六年二月二八日布告（注／官報公示は四月一日）

●投資奨励企業のタイ証券取引所及びMAI市場への上場奨励措置の期間延長についての投資奨励委員会布告第2／2556号

タイ証券取引所及びMA I 市場の競争力及び堅固性の促進のため、
仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条第二段、第一八条、及び第三一条第二段の内容に基づく権限に拠り、投資奨励委員会は仏暦二五五二年七月一五日付けの投資奨励委員会布告第7 / 2 5 5 2号に基づく投資奨励企業のタイ証券取引所及びMA I 市場への上場奨励措置の期間を、仏暦二五五五年一二月三一日から仏暦二五五六年一二月三一日に延長する。

仏暦二五五六年二月二八日布告（注／官報公示は四月一日）

●南部国境県エリアにおける工業開発のための投資奨励方針についての投資奨励委員会布告第3 / 2 5 5 6号

南部国境県地域における投資増を支援するため、仏暦二五四四年投資奨励法令（第3版）によって改定増補された仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条、第一八条、第二八条、第三一条、及び第三五条の内容に基づく権限に拠り、投資奨励委員会は以下のように投資奨励の原則を定める布告を制定する。

第一項

南部国境県地域の特別な投資奨励措置についての仏暦二五五二年八月二五日付けの投資奨励委員会布告第8 / 2 5 5 2号により改定増補された南部国境県地域における農業事業及び農産品事業開発のための投資奨励方針についての仏暦二五四七年三月三一日付けの投資奨励委員会布告第3 / 2 5 4 7号を廃止する。

第二項

南部国境県地域とはヤラー県、パッタニー県、ナラティワート県、サトゥン県、及びソクラー県の4郡、すなわちジャノ郡、ナータウィー郡、サバーヨイ郡、テーパー郡を意味する。

第三項

一般ケースの南部国境県地域における投資奨励方針。

3・1、仏暦二五五二年一〇月一五日付けの投資奨励委員会布告第10 / 2 5 5 2号の末尾リストにおける全種類の事業を国にとって需要で利益となる特別な事業と定める。

3・2、奨励を受けた者は以下の特典を得る。

- (1) 機械輸入関税免除。
- (2) 法人所得税免除の割合を定めずに8年間の法人所得税免除。
- (3) 法人所得税免除期間終了から5年間、投資から得た純利益について通常レートの50%での法人所得税減免。
- (4) 奨励を受けた事業から収入を得た日より15年間、第三五条（二）に基づく特典。

(5) 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に基づくその他の特典。

第四項

特別なケースの南部国境県地域における投資奨励措置。

4・1、既存プロジェクトとは投資奨励を受けているかどうかを問わず、すでに操業中のプロジェクトを意味する。このとき南部国境県地域に立地するか、その他の地域に立地するかは問わない。ここに当該事業種は投資奨励が受けられる範疇になければならない。

4・2、新プロジェクトとは第4・1項に基づく既存の法人、または既存プロジェクトの事業者のオーナーグループが全株式を所有する新法人による、南部国境県地域で投資奨励を申請した新投資プロジェクトを意味する。

4・3、新プロジェクトに投資する既存プロジェクトの事業者は、既存プロジェクト及び新プロジェクトで下のように特典を得ることができ、かつ要件に従わなければならない。

特典

新プロジェクト 第三項に基づく特典を受ける。

既存プロジェクト 以下の特典を受ける。

(1) 南部国境県地域において、新プロジェクトの土地代及び回転資金を含まない投資金額の100%を超えない割合で、3年間の法人所得税免除。

(2) 奨励措置を受けた事業から収入を得た日より15年間、第三五条(二)に基づく特典。

(3) 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号の原則に基づくその他特典。

要件

(1) 新プロジェクトの投資額は100万バーツ以上。ここに土地代及び回転資金を含まない。

(2) 既存プロジェクトの投資を約束する通知書とともに、仏暦二五五七年一二月三十一日までに新プロジェクトの投資奨励申請書を提出しなければならない。

(3) 新プロジェクトの機械設置が終わり操業開始できるようになった時に、既存プロジェクトの投資奨励申請書を提出しなければならない。

第五項

南部国境県地域における工業団地事業または工業区事業、及び工業団地内または工業区内に立地する事業の投資奨励政策。

5・1、南部国境県地域における工業団地事業または工業区事業、及び工業団地内または工業区内に立地する事業を営む者は、以下のように特典を得ることができ、かつ要件に従わなければならない。

5・1・1、最初のプロジェクトへの投資は第三項に基づく特典を得る。

5・1・2、最初のプロジェクトに基づき操業している投資奨励取得者が元の法人名で、委員会が定めた要件に従いプロジェクト拡張投資申請した場合の

プロジェクト拡張投資は、最初のプロジェクトを拡張プロジェクトに組み入れ同一プロジェクトとすることができ、第三項に基づく特典を受けることができる。

要件

(1) 仏暦二五五七年一二月三十一日までに最初のプロジェクトの奨励申請書を提出した投資奨励取得者でなければならない。

(2) 最初のプロジェクトの法人所得税を除き、期間が満了する前に操業申請書を提出し、収入がなければならない。

5・2、投資奨励委員会事務局は最初のプロジェクトと拡張プロジェクトを一つに合わせることにより、最初に発給した奨励証を廃止し、新たに奨励証を発給する。

第六項

本布告は投資奨励委員会の他の布告に基づきすでに奨励を受けている者の特典に影響を及ぼさない。

ここに仏暦二五五六年一月一日から。

仏暦二五五六年二月二八日布告（注／官報公示は四月一日）

●投資奨励を受けた外国法人に事務所及び住宅のための土地所有権を許可する期間の延長についての投資奨励委員会布告第4／2556号

投資家及び従業員の事務所及び住居用地面で投資奨励措置を受けた外国法人に便宜を供するとともに、経済刺激政策と不動産セクターの成長を支援するために、

仏暦二五二〇年投資奨励法令の第二七条の内容に基づく権限に拠り、投資奨励委員会は仏暦二五五一年七月八日付けの投資奨励委員会布告第1／2551号に基づき事務所及び住居用に土地所有権を保持する投資奨励取得者の外国法人に対し、許可期間を仏暦二五六〇年一二月三十一日まで延長する。

仏暦二五五六年二月二八日布告（注／官報公示は四月一日）

●金型の輸入関税免除についての投資奨励委員会布告第5／2556号

国の総合的な工業開発と一致させるため、仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条第二段及び第二八条の内容に基づく権限に拠り、投資奨励委員会は本布告末尾リストに従い国内で生産できない金型の輸入関税免除の特典を仏暦二五五六年一二月三十一日まで付与する。

ここに仏暦二五五六年一月一日から。

仏暦二五五六年二月二八日布告（注／官報公示は四月一日）

* 輸入関税免除を許可する金型のリスト

プラスチック射出成型 (プラスチック・インジェクション・モールド)

- 精密金型 (10マイクロメートル未満)
- 1個につき3色以上の射出成型用金型
- スタック金型
- キューブ金型
- 自動トランスファー・インサート射出成型用金型
- 0.5ミリメートル未満の厚さを有するパッケージ射出成型用金型
- イン・モールド・トランスファー・フィルム射出成型用金型
- イン・モールド・ラベリング射出成型用金型

金属板成型 (シートメタル・プレス・ダイ)

- プログレッシブ・ダイ
- トランスファー・ダイ
- 10マイクロメートル未満の精密性を有するシングル・ダイ
- 580MPa以上の高張力シングル・ダイ

ゴム成型 (ラバー・モールド)

- 20マイクロメートル未満の精密性を有するゴム射出成型用金型
- 20マイクロメートル未満の精密性を有するトランスファー型ゴム射出成型用金型

ダイカスト成型 (ダイカスト・モールド)

- 50マイクロメートル未満の精密性を有するダイカスト成型用金型

ジグ・フィクスチャー

- 10マイクロメートル未満の精密性を有するジグ・フィクスチャー
(おわり)